

ひろしまけん 交通指導員だより

2013.3
第17号

発行：広島県環境県民局
県民活動課
(交通安全対策室)

新社会人に向けて・・・(廿日市市)

3月28日、廿日市市のマツダ社員寮「フレール桜尾」で、新寮生に対して、くらしや交通安全についてのオリエンテーションが行われました。参加したおよそ20人の新寮生のほとんどが県外の出身とのことでした。

同市の後藤くらし安全指導員が、短い時間の中、同市で事故が多いのが国道2号線であること。自転車の事故を甘く考えてはいけないことを解説され、その後「自転車シミュレーション」を使用しました。テンポが良かったそうです。最後に、3つのグループに分かれ、新寮生に「新生活」や「身の回りの安全」などについて10分間討議しました。

その結果はともかく、新しい生活を事故なく過ごしていただきたいものです。また、寮生たちがさらに交通安全に配慮した「新しい自動車」を造ってくれたらと「期待」しました。



自転車スローガン決まる!

今年度(平成25年度)の自転車マナーアップ強化月間のスローガンが決まりました。

「自転車も車と同じドライバー」です。

最近では、悪質な自転車運転に対する、罰則の厳格な適用への動きがあり、自転車が「車(軽車両)」という認識がますます必要です。

今年も5月に「自転車マナーアップ街頭キャンペーン」を開催します。

各地域でも自転車の交通安全の啓発 よろしくお願いします!



後藤くらし安全指導員

平成25年広島県交通安全
年間スローガン

「点減で

止まれる君は

金メダル」

交通豆知識

(第3回)

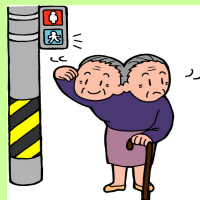
交通に関係する豆知識をご紹介します。

高齢者の交通安全指導のポイント

個人差によりませんが、一般的に、年齢を重ねるとともに、歩行が遅くなったり、危険を発見した場合のとっさの行動がとりにくくなります。次に掲げる知識を指導することなどより、高齢者の安全意識を高め、それを日常生活で習慣化してもらうことが大切です。

【交通行動における基本的な指導事項】

- ① 歩くとき【安全確認】
横断する際は、左右の安全確認を徹底しましょう。
- ② 運転するとき【ゆとり】
速度は控えめに、適度な休憩をとりましょう。
- ③ 自転車に乗るとき【慎重な運転】
法律上、自転車も「車」となります。車と同様に慎重な運転を心がけましょう。
- ④ 車に乗せてもらおうとき【シートベルト】
全ての座席においてシートベルトを正しく着用しましょう。



相互理解と役割意識を大切に

世代を超えてお互いの理解を深めることが、地域ぐるみの交通安全活動の活性化につながります。

- ① 地域活動への参加
交通安全活動等への参加を働きかけましょう。
- ② 世代間交流の推進
世代間の交流を図る取組を推進しましょう。

お知らせ 飲食店を対象に「飲酒運転根絶宣言店」を募集中です。詳しくは県民活動課まで(☎082-51312723)

春の全国交通安全運動

★実施期間

四月六日（土）～十五日（月）

★運動の基本

「子どもと高齢者の交通事故防止」

- 道路を渡る前には必ず周囲の安全を確認しましょう
- 子どもと高齢者に対して、思いやりのある運転を実践しましょう

★運動の重点

「自転車の安全利用の推進」

「自転車安全利用五則」を守りましょう

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者が優先で、車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライト点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

「全ての座席のシートベルトとチャイルドシート の正しい着用の徹底」

- 車に乗ったらシートベルト・チャイルドシートを！
- ① シートベルト・チャイルドシートの必要性と着用効果に関する正しい理解の促進
- ② チャイルドシートの座席への正しい取付の徹底

「飲酒運転の根絶」

- 「飲酒運転追放三原則」を守りましょう
- ① 酒を飲んだら絶対車を運転しない
- ② 酒を飲む席に車を運転していかない
- ③ 車を運転する人にお酒を勧めない



★運動の関連行事★

行事名	日時・場所	内容
春の交通安全運動開始式と車両パレード	4月5日(金) 午後1時30分～ 県庁駐車場	交通対策協議会代表による交通安全宣言ののち、交通安全エコカーパレードを実施
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(水)	国民運動として制定され、一人ひとりが交通安全意識を高め、死亡事故0を目指す日
広島県交通安全県民大会	4月11日(木) 午後1時30分～ アステールプラザ	一部：交通安全功労者・団体の表彰式、交通安全宣言、作文発表 二部：アトラクション、警察音楽隊演奏

正しいルールを教えてね。

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。平成25年4月6日～4月15日

春の全国交通安全運動

内閣府

交通事故は、皆、防ぐことができます。

交通事故は、皆、防ぐことができます。交通事故の被害者や被害者になり、泣かされていくときは、次の所に相談できます。

【財】日弁連交通事故相談センター

法律的な相談のほか、示談の斡旋など様々な相談に応じます。

- ① 広島相談所（広島市中区基町6-27 広島七ツ目新館6階）
082-255-1600
- ② 東広島相談所（東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島2階）
0824-21-0021
- ③ 呉相談所（呉市西中央4-1-46 0823-24-6755）
- ④ 尾道相談所（尾道市新浜1-1-24 0848-22-4237）
- ⑤ 福山相談所（福山市若松町10-7 若松ビル2階）
084-973-5800
- ⑥ 備北相談所（三次市十日市西6-10-45 みよしまちづくりセンター）
0824-64-1008

【財】日本損害保険協会 そんぽADRセンター 中国

損害保険に係る一般的な相談に応じます。

広島市中区紙屋町1-2-29 損保ジャパン東京建物広島ビル6階
082-533-5201

【財】交通事故紛争処理センター 広島支部

被害者救済のため、無料で法律相談や示談の斡旋のほか、審査決定も行っていきます。

広島市中区立町1-20 NREG広島立町ビル5階
082-249-5421

広島被害者支援センター

被害に遭われた方が、どうしたらいいかわからない時に、電話で相談に応じます。

082-544-1110 毎週月・水・木・土